

●弁護士費用等に関する援助制度

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。

なお、下記の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただけます。

◎資産基準

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

《ご利用の流れ》



その他の援助制度

*一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

刑事裁判に参加する

「被害者参加人」のための国選弁護制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

日弁連委託援助
(刑事手続・行政手続等)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例)被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

民事法律扶助
(民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。
例)損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

日本司法支援センター

法テラスの犯罪被害者支援業務

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(*)を提供します。

(*)刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます)。

《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
ナビダイヤル 0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

(日曜祝日・年末年始休業)

※固定電話からは3分8.5円(税別)、携帯電話からは20秒10円程度(税別)で全国どこからでもご利用になれます。



お近くの「法テラス」で ※全国の「法テラス」の連絡先はホームページからご確認ください。

お電話のほか、面談による情報提供も行っています。

受付時間 平日 9:00~16:00

(ただし、地域によって異なる場合があります。)
(土日・祝日及び年末年始は休業)



ホームページで 法テラス 検索

URL www.houterasu.or.jp

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問合せも受け付けています。



犯罪被害者支援Q&A

児童虐待



法テラス
ホームページ



二次元バーコード

法テラスは国が設立した公的な法人です。

Q1 児童虐待とは何ですか？

「児童虐待」とは、児童虐待防止法*において、保護者がその監護する児童(18歳に満たない者をいいます。)に対し、次に掲げるような行為等を行うこととされています。

- (1)身体的虐待…殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど
- (2)性的虐待…性的行為の強要、ポルノ被写体にするなど
- (3)ネグレクト…食事を与えない、不衛生な状態にするなど
- (4)心理的虐待…言葉による脅し、目の前で家族に対して暴力をふるうなど

児童虐待の主体となる「保護者」とは、親権者をはじめとする「児童を現に監護するもの」とされており、児童の両親だけでなく、児童を育てている親族も含まれます。また、親権者が第三者による虐待を放置している場合も、親権者が保護者としての監護を著しく怠っていると、児童虐待に該当する場合があります。

※ 児童虐待の防止等に関する法律

Q2 親が子どもを虐待しているようです。どうすればよいですか？

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、**通告する義務**があります。お近くの市(区)町村の窓口、都道府県の設置する**福祉事務所**又は**児童相談所**に連絡してください。「**児童相談所全国共通ダイヤル**」(#189)にかけると、お近くの児童相談所につながります。

なお、児童虐待防止法は、通告が勘違いに基づくものであったとしても、法的責任を負わないこととしています。通告は匿名で行うこともでき、通告をした人、その内容に関する秘密は守られます。

児童の身に危険が及んでいる場合、虐待がエスカレートしていると思われる場合は、**警察**にご相談ください。

Q3 虐待する親の元から逃げたいのですが、どうすればよいですか？

児童相談所による「一時保護」という制度があります。ご自身で直接児童相談所に連絡してもよいですし、信頼できる大人を通じて連絡してもらうこともできます(一時保護を行うかどうかは児童相談所が判断します。)

一時保護をされると、「一時保護所」という施設で身の安全が確保されます。その間に、児童相談所の職員が、面接や環境調整などを行い、これからの生活のことを検討していきます。

Q4 両親からアルバイト代を搾取されたり、暴力を振るわれたりします。どうすればよいですか？

父又は母による虐待の場合には、民法に基づき**親権喪失**や**親権停止**(*)の審判を求めることができます。法的手続が必要となりますので、**弁護士に相談**するとよいでしょう。

※親権喪失:父又は母による親権の行使が著しく不当であることにより子どもの利益を著しく害するときにその親権を失わせる制度

※親権停止:父又は母による親権の行使が不当であることにより子どもの利益を害するときに、家庭裁判所が2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする制度

Q5 弁護士に相談・依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、以下の**弁護士費用等に関する援助**を行っています。各制度の概要は、「**弁護士費用等に関する援助制度**」欄をご覧ください。

弁護士費用等についてご心配な方は、法テラスにお問い合わせください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内します。

◆法律相談費用の援助◆

DV等被害者法律相談援助

◆弁護士費用等の援助◆

① 日弁連委託援助(子どもに対する法律援助)

※ 受任予定の弁護士を通じてお申込みください。

② 被害者参加人のための国選弁護制度

※このほかにも、法テラスホームページ www.houterasu.or.jp でよくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。
※法テラスで行っている犯罪被害者支援の流れや弁護士費用等に関する援助制度については、別途リーフレットを作成しています。



一人で悩まないで。